

マイナちゃんのマイナンバー解説(1)

個人番号カード交付中です！

個人番号（マイナンバー）カードの交付が始まりました。受け取りに来庁される際には、必要書類をご準備ください。

【カード交付時に持ってくるもの】

- 交付通知書（はがき）
- 通知カード
- 本人確認書類
- 住民基本台帳カードなど（持っている人のみ）

※病気や障害などにより入所・入院のため、代理人が受け取る場合は必要書類が異なります。事前にご相談ください。

※本人確認書類とは：「なりすまし防止のために、必要な写真付きの公的な証明書です。」

- 1点でよいもの（写真付き・有効期限内のもの）運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど
- 2点以上必要なもの（「氏名・生年月日」また「氏名・住所」が記載され、市長が適当と認めるもの）健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、医療受給者証、預金通帳など



個人番号カード時間外交付窓口を開設しています

仕事等で平日の開庁時間内に、個人番号カードの受け取りができない人に、時間外交付窓口を開設しています。

時間外交付を希望される場合は、事前の電話予約が必要です。

【時間外窓口】 毎週火曜日 17時15分～19時まで

（第3週を除く）毎週日曜日 9時～12時まで ※6月30日まで

予約先：市民生活課 窓口係 ☎75-61116



【注意】届いていますか？「通知カード」

マイナンバーを記載した「通知カード」は、簡易書留（転送不可）で、住民票の住所地に送付しています。

まだ受けてとっていない人は、郵送時不在であったか、現在の住まいと住民票の住所が異なっている等の可能性がありますので、市民生活課 窓口係に問い合わせください。

▼問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-61116

介護保険負担割合証等を更新します

◆介護保険負担割合証を送付します

今お持ちの負担割合証（白色）は、有効期限が7月31日となっています。7月中旬に要支援・要介護認定を受けている人へ新しい負担割合証（白色）を佐賀中部広域連合より郵送します。更新手続きは不要です。

介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

◆介護保険負担限度額認定証の更新手続き
今お持ちの認定証（ピンク色）は、有

効期限が7月31日となっています。介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人で、8月以降も引き続き認定証が必要な場合は、7月1日から7月29日までに申請書を提出してください。新しい認定証は8月に郵送します。

介護保険負担割合証（白色）

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
利用負担割合	適用期間
開始年月日	平成 年 月 日
終了年月日	平成 年 月 日
介護番号	介護番号
保険者番号	保険者番号
印	印

多久市行財政改善協議会委員募集

社会や経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政の実現を目的とし、市政の改革について、より広く市民の立場から意見をいただくため、委員を募集します。

公募人員…3人

任期…委嘱をした日から平成31年3月31日

対象…市内に在住、在勤もしくは在学している満20歳以上の人

委員報酬…協議会に出席をしていただく

場合、1回5,100円をお支払いします。（年に1～2回程度）

応募用紙…総合政策課に準備しているもの（多久市のホームページからもダウンロードできます）。

応募方法…応募用紙に必要事項を記入の上、総合政策課へ提出ください。

応募期限…7月8日（金）

▼問い合わせ 総合政策課 企画係 ☎75-21116

▼問い合わせ 佐賀中部広域連合 給付課 給付係 ☎40-11134
福祉課 地域包括支援係 ☎75-6033